

(2020年5月2日受稿 2020年5月20日受理)

【資料】

兵庫県下における障害者の青年期教育権保障の歩み ——教育権保障の運動と実践をもとに——

河南 勝 (社会福祉法人いたみ杉の子発達支援連携室・芦屋大学特任
准教授・神戸大学大学院人間発達環境学研究科学術研究員)
連絡先 E-mail: mk-1950@bcb.bai.ne.jp

1 はじめに

筆者は教師として38年間(1973～2010年度)兵庫県立学校に勤務してきた。そのうち上野ヶ原養護学校(病弱)5年、阪神養護学校(知的)高等部24年、神戸特別支援学校(知的)高等部8年と障害児教育に37年間携わっている。とくに知的障害児の高等部教育に32年間かかわり、定年退職まで勤めて教員生活を終えた。退職後に福祉事業型「専攻科」エコールKOBÉの学園長として8年間勤務した。障害児教育37年と福祉事業型「専攻科」8年と合わせて45年間の長きにわたって、知的障害児を中心とした障害青年とのかかわりを経験してきたことになる。

その間、養護学校の義務制、高等部希望者全入運動、高等部の進路指導、学校卒業後の学びの場づくりなど障害児の教育権保障を柱にした取り組みにかかわってきた。

こうした筆者自身の経験をふまえて、障害青年の教育権保障の歩みを、兵庫県における史資料をもとに整理する。

第1章 義務教育保障(養護学校義務制)＝ 1979年前後(表1の60年代、70年代)

(1) 養護学校義務制に至るまでの兵庫県の実態

1979年の養護学校義務制は、障害児教育の歴史においてすべての障害児に就学を保障する制度ができたという画期的な意義をもっている。そのことは、兵庫県内においても同様に、義務制に向けて、またそれ以後の学校づくりが進み、その後の高等部希望者全入という教育権保障運動にもつながっていった。

ただ、義務制実施に至るまでの兵庫県における取り組みや実態については、全国や近畿圏との違いや格差もみられた。

義務制以前に兵庫県で一番早く設立された知的障害児養護学校は1963年の神戸市立青陽養護学校であり、次いで1965年設立の尼崎第二養護学校、さらに1969年の神戸大学附属養護学校である。

1966年の日本教職員組合(以下、日教組)の教育研究集会における「特殊教育分科会」の名称が「障害児教育分科会」に改称され、翌年の教育研究集会の障害児教育分科会を契機に日

表1 兵庫県における青年期教育保障の推移

年	全国の動向	兵庫の障害児教育問題・全障研兵庫支部の運動	(河南個人)
60年代	62. 文部省「教育上特別な取り扱いを要する児童・生徒の教育的措置について」(判別基準) 65. 日教組教研「特殊教育分科会」から「障害児教育」へ 66. 日教組第15次教研 67. 全障研 結成 67. 障全協 結成	63. 青陽養 65. 尼崎第二養 67. 全障研兵庫支部結成 69. 神戸大附養 教育権保障	
70年代	70. 兵障協 結成 「堀木訴訟」神戸地裁 73. 義務制「予告令」 74. 八鹿高校事件 75. 国連「障害者の権利宣言」 77. 共同作業所全国連絡会結成(きょうされん) 79. 養護学校教育義務制実施	72. 組合立阪神養, 開校 [全入] 74. 県立出石養 75. 県立阪神養 78. 全障研兵庫支部「障害児教育基礎講座」 76. 県立淡路養, 赤穂養 78. 県立こやの里養, 神戸養 79. 県立氷上養 学校づくり 義務化を求める運動 対阻止の運動	73. 三木中学校着任 74. 上野ヶ原養護学校に着任 75. 分会結成 79. 阪神養護学校に着任
80年代	81. 国際障害者年 82. 「堀木訴訟」最高裁上告棄却 84. 「養護学校高等部入学基準(三原則)」設定表明(県) 労働の保障 共同作業所づくり 89. 全教(全日本教職員組合)結成 89. 無年金障害者問題	80. パンプ「共に育ち会う共同教育の創造を」発刊 86. 阪神間のみ希望者全入実現 後期中等教育保障 「高等部入学三原則」 の撤廃要求 希望者全入運動 88. 「ひゅーまんばいす運動」開始 全員入学を願う県民集会 88. 全障研第4回 発達保障講座(神戸大) 89. 第23回全障研全国大会一兵庫大会(神戸市) 障害者問題文庫発刊(4冊) *義務制10年の検証—兵庫の障害児教育	80. 阪神間の全入運動 事務局担当 81. 阪神分会書記長 85. 全障研兵庫支部 再建 事務局次長 87. 全障研兵庫支部 事務局長 88. ひゅーまん・ばいす運動事務局 担当 88. 大会準備委員会 89. 阪神分会全教に
90年代	91. 全教と日高教が統一 95. 「阪神・淡路大震災」震災と障害者の実態調査 96. 『あの人の声が聞こえる』発刊(全障研) 震災と障害者の生活 97. 養護学校高等部、訪問教育実現	91. 第3回障害者青年期教育全国研究集会(神戸市) 高等部入学選抜制度についての全障研近プロ学術調査 91. 市尼高障害生徒入学拒否事件 92. 「三原則撤回」表明 93. 高・入学希望者全入実現 98. 第6回障害乳幼児問題研究集会(神戸市) 99. 全障研第15回 発達保障講座(中央労働センター) *義務制20年の検証—兵庫の障害児教育	91. 第3回青年期集会事務局 91. 阪神分会兵庫高教組に 93. 全教兵庫教組 障害児教育部部長 95. 「震災と障害者」実態調査活動
00年代	00. 「社会福祉事業法」改正 03. 「今後の特別支援教育の在り方」(協力者会議) 03. 「支援費制度」導入 04. きょうされん第27回全国大会—兵庫大会(神戸市) 04. 全国専攻科(特別ニーズ教育)研究会結成 05. 全国放課後連結成	00. 第34回全障研全国大会—兵庫大会(神戸市) 01. 兵庫の障害児教育を豊かにする会結成 04. 全障研第20回 発達保障講座(西山記念館) 養護学校の過密・ 過大の解消要求	00. 大会準備事務局次長 03. 神戸養護学校に着任

	06. 障害者自立支援法施行「改正」教育基本法 06. 「兵庫障害者・患者関係者9条の会」結成総会 06 兵庫障害児放課後ネットワーク結成 06. 障害者自立支援法「ストップ・ザ応益負担」兵庫の会結成 07. 特別支援教育スタート 08. 和歌山田辺市学びの作業所「フォレスクール」開設	06. 県「就学猶予免除者の就学モデル事業」実施 07. 県 / 未就学重症者の教育権保障事業開始 / 特別支援教育推進計画 (学校新增設, 再編計画) 09. 全障研第 25 回 発達保障講座 (西山記念館) * 義務制 30 年の検証—兵庫の障害児教育	06. 兵庫障害児放課後ネット事務局長 07. 進路指導部長 09. 兵庫障害者センター 副理事長、全障研兵庫支部支部長
10年代	10. 障害者自立支援法違憲訴訟「基本合意」/ 障がい者制度改革推進会議 12. 児童福祉法改定 放課後デイサービス制度化 13. 見晴台学園大学開設 14. 総合支援法 障害者権利条約 15. 阪神淡路大震災 20 周年 15. きょうされん第 38 回全国大会—兵庫大会 16. 津久井やまゆり事件 16. 障害者差別解消法 17. 文科省 生涯学習推進室設置 18. 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議発足 18. 旧優生保護法強制不妊手術裁 19. 岡山浅野訴訟勝利 (65 歳問題)	11. エコール K O B E の開設 12. 全国専攻科研究集会 in 神戸 14. 『エコール K O B E の挑戦』発刊 18. 福祉型「専攻科」全国で 40 か所以上に 19. 文科省「障害者の生涯学習の推進方策について」報告書 大学での学びの実践研究を神戸大に委託 「学ぶ楽しみ発見プログラム」(K U P I) の事業実施	11. 38 年間の教職退職 11. 株式会社 W A P コーポレーションに就職 エコール K O B E 学園長 17. 全障研兵庫支部顧問 19. 株式会社 W A P コーポレーション退職 19. いたみ杉の子, 芦屋大に勤務 19. 神戸大に勤務 [K U P I] コーディネーター

出典：兵庫県高等学校教職員組合障害児学校部「いま兵庫の障害児教育を考える—養護学校義務制 20 年の検証」の「兵庫県における障害児たちの後期中等教育保障運動 (年表)」をもとに著者作成。

常的な研究団体をもとめる気運が高まり「全国障害者問題研究会」(以下、全障研)が結成された。その同じ年の夏、いち早く全障研兵庫支部が神戸市立青陽養護学校を会場に結成された。結成総会には 50 人近い参加があり、初代支部長に黒津右次 (1932 年～1997 年、以下敬称略) が選ばれている。黒津 (1990) によると、当時の兵庫支部では、発達の学習会や映画「夜明け前の子どもたち」の上映運動などに取り組んでいる。

全障研が結成された同じ年に「障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会」(以下、障全協)が結成され、やはり兵庫県においても黒津

氏を中心に障害者の問題を解決するために要求懇談会を開催して行政に届けていく活動が展開された。それが、1970 年の兵庫障害者連絡協議会 (以下、兵障協) の結成に結びつき、中でも、堀木訴訟の意義は深く受けとめられ、当時の兵障協の活動の柱になった。全盲の堀木さんの「母子世帯に支給される児童扶養手当の支給を」との要求に対して、兵庫県は「障害福祉年金」をすでに受給していることを理由に支給を拒否した。それに対し兵庫県を相手に 1970 年に訴訟を起こしたのが、「堀木訴訟」である。このように兵庫県の障害者の権利を守る運動の中心になる全障研、兵障協が結成されたことは

表2 兵庫県特別支援学校設置状況（設置年度）

地域	1959年まで	1960年～1979年まで	1980～1999年まで	2000年～
阪神	<p>県立上野ヶ原特別支援(病)(1953)</p> <p>市立尼崎養護(肢)(1958)</p> <p>市立西宮養護(肢)(1959)</p>	<p>市立尼崎第2養護(知)(1965)</p> <p>市立伊丹特別支援(肢)(1972)</p> <p>県立阪神特別支援(知)(1972)</p> <p>市立宝塚養護(肢)(1973)</p> <p>県立こばと聴覚特別支援(聾)(1975)</p> <p>県立こやの里特別支援(知)(1978)</p> <p>市立川西養護(肢)(1978)</p>	<p>県立高等特別支援(知)(1996)</p>	<p>県立上野ヶ原特別支援(知的開設)(2008)</p> <p>県立芦屋特別支援(知)(2010)</p> <p>県立阪神昆陽特別支援(知)(2011)</p> <p>県立こやの里特別支援(猪名川分教室開設)(2014)</p> <p>県立阪神特別支援(武庫之荘分教室開設)(2015)</p> <p>三田市立ひまわり特別支援(肢)(2015)</p> <p>尼崎市立あまよう特別(肢)(市内移転)(2019)</p>
神戸	<p>県立神戸視覚特別支援(盲)(1905)</p> <p>県立神戸聴覚特別支援(聾)(1931)</p> <p>神戸市立盲学校(盲)(1939)</p> <p>神戸市立西戸田養護(病)(1950)→廃校(1983)</p> <p>神戸市立友生養護(肢)(1957)</p>	<p>神戸市立青陽東養護(知)(1972)</p> <p>神戸市立青陽西養護(知)(1972)</p> <p>神戸市立垂水養護(肢)(1976)→廃校、いぶき明生支援に(2017)</p> <p>県立神戸特別支援(知)(1978)</p>		<p>神戸市立青陽須磨支援(知肢)(2009)</p> <p>神戸市立友生支援(知肢病)(2011)</p> <p>神戸市立いぶき明生支援(知肢)(2017)</p> <p>県立西神戸高等特別支援(知)(2017)</p>
中播磨		<p>市立加古川養(肢)(1965)</p> <p>県立のじぎく特別支援(肢)(1967)</p> <p>神戸大学付属特別(知)(1969)</p> <p>市立明石養護(肢)(1971)</p>	<p>県立いなみ野特別支援(知)(1980)</p>	<p>県立のじぎく特別支援(知的開設)(2008)</p> <p>県立東はりま特別支援(知)(2009)</p>
西播磨	<p>県立姫路聴覚特別(聾)(1940)</p>	<p>姫路市立書写養護(肢)(1960)</p> <p>県立播磨特別支援(肢)(1967)</p> <p>県立姫路特別支援(知)(1975)</p> <p>県立赤穂特別支援(知)(1976)</p>		<p>県立西はりま特別支援(知)(2005)</p> <p>県立播磨特別支援(知的高等部開設)(2009)</p> <p>県立姫路しらさぎ特別(知)(2014)</p>
北播磨		<p>三木市立三木特別支援(知)(1974)</p> <p>小野市立小野特別(知)(1975)</p> <p>加西市立加西特別(知)(1976)</p>	<p>県立北はりま特別支援(知)(1992)</p>	
丹波		<p>篠山市立篠山養護(肢)(1974)</p> <p>県立氷上特別支援(知)(1979)</p>		<p>笹山市立篠山養護(知肢併置に)(2016)</p>
但馬	<p>県立豊岡聴覚特別支援(聾)(1948)</p>	<p>県立出石特別支援(知)(1979)</p>	<p>県立和田山特別支援(肢)(1992)</p>	<p>県立和田山特別支援(知肢併置に)(2009)</p> <p>県立出石特別支援みかた校(知)(2015)</p> <p>県立豊岡聴覚特別支援(聴知併置に)(2016)</p>
淡路	<p>県立淡路聴覚特別支援(聾)(1948)→合併</p>	<p>県立あわじ特別支援(知)(1976)→合併</p>		<p>県立あわじ特別支援(聴知)(2011)</p>

出典：兵庫県特別支援教育第三次推進計画（兵庫県教育委員会 2019年3月）をもとに筆者作成。

その後の障害児の教育権保障の取り組みにも大きな影響を与えていった。

(2) 「下限のない学校」 阪神養護学校

さて、義務制の以前の障害児の教育権保障の中心課題は、行政処分にあたる就学免除・猶予問題を取りあげ、障害の種類・程度を問わず未就学児をなくす取り組みになっていった。その点では、兵庫県は近畿圏の他の府県に比べ遅れをとっていた。それは、養護学校建設が遅れたことや就学指導における専門的力の不足などが原因であった。

1965年開設の尼崎第二養護学校が、1970年に阪神間6市1町（尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚、川西の各市、猪名川町）による組合立阪神養護学校に移行する方針が突如打ち出されて、1972年には組合立阪神養護学校が開校された。また、その後1975年には県立に移管された。このような激動の時代に阪神養護学校の先生有志が中心になり、1971年に「尼崎障害者問題研究会」（尼障研）を結成し、在宅児の親との交流を通じて「子どもを学校に行かせたい」という願いを直接受けるようになった。その結果、1972年1月から在宅訪問活動の準備が始まった。

在宅訪問をスタートするにあたって、尼崎市教育委員会に就学猶予・免除児の名簿を調べに行ったときの様子を、阪神養護学校中村雅宥氏が1972年の日本教職員組合第22次兵庫県教育研究集会で次のようにレポートしている。「教育委員会では、名簿はあちこちバラバラに保管されていたり、やっと探し出してきたり、全く整理されておらず、特に昭和41年以前の名簿は、『もうない』ということであった。3時間程かかってバラバラの名簿を整理し、写しているうちに重度障害児の人権、教育権が全く無視されていることに対する怒りがこみあげてき

た」（中村雅宥：「障害児の教育権をどのように保障するか—未就学問題にとりくんで—」）。こうして始まった未就学児をなくす運動がベースになって、1972年の組合立阪神養護学校開校にあたり「全員入学」をたてまえにすることができた。さらには、津田（2000）によると、1975年の県立移管にあたっては組合立時代の成果を引き継ぐことになり、「障害児の教育に上限はあっても下限はない学校」という理念を職員会議で決議するに至った。このことは当時、全国的にみると京都府立与謝の海養護学校に次いで全国で2番目に障害の重い子どもにも教育を保障してきた、兵庫県における誇るべき歴史である。

(3) 兵庫県下の不就学をなくす運動

不就学をなくす運動は県下でも展開された。兵庫障害者連絡協議会の「障害児と共に—兵庫の障害児白書—」（1979年）には、当時の実態を示すエピソードがある。兵庫協が主催する兵庫県との要望を話し合う席で、ある父親が次のような発言をした。「私の会社では、毎年三学期になったら、新しく小学校に入る子どもをもつ社員にランドセルが贈られる。だけど、就学猶予の書類を神戸市に出したので、ランドセルをもらわなかった。『気を落とさずにがんばってください。失礼だが、ランドセルのかわりに別の物を差し上げるから』と言われて大きな金魚鉢を抱えてかえって、それを目の前にして私も家内もどうしようもない寂しさに耐えられなかった」と。子どもを学校へやれないくやしさを訴え、その場は重い空気になったという。当時はそうした障害の重い子どもの就学猶予・免除の状況が続いていたわけである。兵庫協などが中心になり、障害者の生活と権利を守る兵庫県民集会の開催や養護学校設立促進会の発足などのなかで、障害児の教育権保障の課題

は重要課題として取り上げられた。また、神戸市障害児の教育と福祉を進める会や母親サークルなどの学習会や運動も起こった。

こうした運動を背景に、現場での条件整備は不十分なままであったが、養護学校教師たちの献身的な取り組みもあって、行政も1973年の養護学校義務制「予告令」を受け、1979年の養護学校の義務制に向けて、学校建設を進めていった。義務制を前にして1974年に出石養護学校、1976年に淡路養護学校、赤穂養護学校、1979年には氷上養護学校といずれも施設に併設するかたちで養護学校が建設された。さらに、1978年に大規模化していた阪神養護学校の第二阪神養護学校としてこやの里養護学校の開校（県教委はあくまで分離でなく新設とし、高等部は設置しない方針でスタート、のちに1980年に高等部設置）、神戸地域に神戸養護学校の新設をして、義務制に進んでいった。つまり、兵庫県は養護学校義務制にともなう学校設置を、義務教育年限に限っていた上に、郡部においては安上がりな施設併設にしてきたといえる。

それとともに、兵庫県は義務制実施に至るまでの間、就学免除・猶予の子どもを遅くまで残したままにしてきた。前出の「兵庫の障害児白書」によれば、1971年度の就学猶予390人と就学免除は392人の合計782人、1972年度は就学猶予393人と就学免除は328人の合計721人と、就学猶予・免除児は近畿圏でもとびぬけて多かった。就学猶予・免除児数は、その後減少するものの、義務制前年1978年に至ってもなお計249人（免除112人、猶予137人）にのぼっていた。それが、義務制を機に一挙に計65人（免除21人、猶予44人）に減少することになる。これは、訪問教育がスタートとし、就学猶予・免除の子どもたちも積極的に教育保障の対象にしたことが大きく起因している。し

かしながら、訪問教育は、入学しても学籍を小学6年生あるいは中学3年生に位置付けることで、わずか1年間の教育で修了したものとみなすものであった。

以上、兵庫県下における義務制に至るまでの障害者の権利保障、不就学をなくす運動をはじめとする障害児の教育権を保障する取り組みについてふれてきたが、このように正面から権利保障に向き合う運動があつてはじめてその後の青年期教育保障に道が開かれたという思いを強くする。とりわけ、兵庫県での全障研、兵庫協の結成と運動、阪神養護学校における「下限のない学校づくり」、兵庫県下での不就学をなくす運動などが、その後の高等部希望者全入運動に大きな影響を及ぼすことになった。

第2章 高等部教育保障運動（希望者高等部全員進学）＝「ひゅうまん・ぼいす」運動 1988年～2000年（表1の80年代、90年代）

（1）阪神間の希望者全入運動

筆者は1979年に養護学校の設置が義務化された年、県立阪神養護学校に着任した。前述のように阪神養護学校が阪神間6市1町の組合立から県立に移管し、さらに大規模化に伴い校区を分離、新設したこやの里養護学校が開校されるなどの大きな変遷を経た後の年だった。そのこやの里養護学校は、県教委の「高等部は義務制ではない」という理由で小、中学部のみでスタートしていた。つまり、阪神間では阪神養護学校だけに高等部があつて、しかも校区は6市1町にまたがり、さらには三田市からの高等部通学生もいる状態だった。筆者が最初に高等部で担任した生徒の中にも三田市、猪名川町から通学している生徒がいた。

義務制が施行されると同時に、県教委は「高

等部は義務制ではない」「高等部の目標は職業自立・社会自立にある」ということから、全員入学を認めるのではなく選抜が必要であるという見解を述べた。つまり、高等部入学にあたっては何らかの基準が必要であると考え、高等部入学三条件（自力通学、身辺自立、高等部の教育課程履修可能）を打ち出した。各養護学校の校長は、この基準に従って「総合的に判断する」ことになり、障害の重い子どもたちの入学を拒否するという結果になった。早くから障害の重い子どもを受け入れてきた阪神養護学校といえども例外ではなかった。

1980年には、障害の重い生徒が2人不合格になり、職員会議では大いにもめる状況を目の当たりにした。中学部の先生たちから「中学部までの教育で伸びてきた子どもたちを、どうして高等部で受け止めてくれないのか」と激しく意見が出された。高等部内では「教育条件が整わないのに受け入れても無責任だ」といった意見もあったが、「受け入れるために教育条件や教育内容をどう整えるのか考えるべきだ」という意見もあった。筆者個人は、この職員会議で初めて「障害が重いというだけで不合格にするのはおかしい」と発言したことを覚えている。しかし、結果的に2人の不合格者が出て、次の年もまた2人の不合格を出す事態になった。不合格になった子どもの1人は自宅での生活を余儀なくされ、生命を落とすという不幸な結果も招いてしまった。

そのように不合格者が連続して出るなか、PTAの役員を中心に中学部3年生の保護者有志による「希望者全員入学を求める中3保護者の会」が結成され高等部全入運動がはじまった。1980年度からこやの里養護学校にも高等部が開設され、1982年には阪神養護学校とこやの里養護学校の2校の中3保護者の会で、両校の高等部入学定員の増を求めて県議会への陳

情運動を展開していった。保護者の会を支え、ともに運動してきたのは両校の教職員組合の分会で、筆者は1980年に阪神養護学校分会書記長として活動をしていた。

中学部からの希望者の人数だけで定員を超えることはわかっていたが、地域の中学校障害児学級からの希望者はわからないなか、正確な希望人数を把握することで高等部の定員増要求を出していた。地域の障害児学級担任に調査ハガキを送り、電話をして希望者の実態を把握、それに基づく定員増の要求を毎年のように整理し署名運動を展開した。また保護者に呼び掛けて地域ごとの代表を選び、「養護学校高等部入学を希望する阪神間保護者の会」を結成し地域全体の運動にしていった。ただ、要求運動や組合に対する抵抗感があり、養護学校の保護者と地域の障害児学級の保護者の意識の違いやズレも大きかったので、話し合いや説得を重ねる粘り強い取り組みが求められた。それを河南（1989）は、「障害の程度が重い、軽いと言っても障害児をかかえた親の悩みは同じ」と違いをのりこえて、高等部入学を希望するという一致点でまとまって運動ができたことが、定員増の実現になり希望者全員入学の成果に結びついたと振り返っている。

（2）阪神間両校での希望者全入実現

このようにして阪神間の運動の成果は定員増という形で実現し、1980年と1981年の2年連続して高等部進学で不合格者が出て以後は、実質的に希望者が全員入学できる状況になった。ただ、定員が毎年のように増え続け、学校としては満杯状態になっていった。そのこともあって、「阪神間に養護学校の新設を」という兵庫県議会に対する請願項目としてとりまとめ、その請願団体として「阪神間に養護学校の新設を求める連絡協議会」を結成し、阪神間全体の運

動になっていった。そのことが地域の手をつなぐ親の会の知るところとなり、親の会としても同じ趣旨の請願が提出された。両団体の粘り強い話し合いの結果、請願の一本化がなされ、最終的には1986年の県議会で「阪神間に養護学校の新設」ではなく「阪神間の両校については、希望者の全員入学できるように措置されたい」という請願が全会一致で採択された。こうして、1986年に阪神間の2校（阪神養護学校とこやの里養護学校）に限定した措置とはいえ、全県で「三原則」が生きているなか、希望者全入に道を開いたのである。

ここには、義務制以前からの不就学をなくす運動、教育権保障に道を開いてきた阪神養護学校をはじめ、兵庫協などの運動と伝統があったからだといえる。

(3) 「ひゅうまん・ほいす」運動

そして、そこから県下各地での運動が広がりを見せるなか、1988年には兵庫県議会に4本の請願（「阪神間の養護学校新設」「氷上養護学校の定員増、施設設備要求」「上野ヶ原養護学校重心の子の高等部教育」「いなみ野養護学校の定員増」）が、全体で約8万にも上る署名とともに提出された。こうした地域での運動を背景に、全県の運動母体を「ひゅうまん・ほいす」運動として市民運動に発展した。1989年には「障害児学校高等部希望者全員入学をめざす兵庫県民のつどい」を開催し、全県的な署名運動が各地で展開され、署名数で15万近く集めた年もあった。時を同じくして全国でも高等部希望者全入運動が各地で広がっていった。1989年には「養護学校高等部の教育を考える全国研究集会」が東京で開催され、兵庫の取り組みを報告した。さらには、同じ年に「全教」（全日本教職員組合）が結成され、民主的な教職員組合運動も力強く歩み始めた。

また、全障研大会を1989年に兵庫で開催し、それを機に、『ぼくたちももっと学校に行きたい』（河南1989）を含め、障害者問題文庫を4冊発刊した。同時期に全障研からブックレット『花ひらけ十五の春』が出版されるなど運動や学習の力になった。

全国的にも全障研が中心になって「花ひらけ15の春」という希望者全入運動が全国で広がりを見せ、毎年青年期教育集会を各地で開催してきた。1991年に3回目の集会を兵庫県で開催するにあたり、全障研近畿ブロックの研究者の協力で「兵庫の養護学校高等部選考に関する学術調査団」を結成し不合格者を出した学校に調査に入った。

1991年の県民のつどいでは、1989年に崩壊した「ベルリンの壁」になぞらえて「三原則の壁」を崩すパフォーマンスをはじめプラスバンドの協力を得てのパレードなど創意ある運動を展開して県民に広くアピールした。こうした活動は校長や県教委に大きな影響を与え、少しずつ固いとびらが開き始めた。

(4) ついに三原則撤廃、希望者全入実現

この年（1991年）に兵庫県では、障害児の教育権保障にかかわる大きな事件が起こった。それは市立尼崎高校における障害生徒に対する入学拒否問題である。筋ジストロフィー症の玉置くんが、試験では十分に合格ラインを超えているにもかかわらず、障害を理由に入学を拒否され不合格になるという事態に対し、不服申し立てを起こして裁判闘争になった。当時の全障研委員長茂木俊彦氏が玉置君との面接をし、その結果もふまえた意見書が裁判で陳述された。意見書では、教育におけるインテグレーションの基本的な見解と、「全ての障害児を通常の学校で教育すべきという立場ではないが、玉置くんの場合は健常児と同一教材で履修可能であ

り、本人が希望していることなどを考慮し、可能な限り統合の形態・方法で教育すべき」との趣旨を述べている。その後、幅広い裁判支援の運動になり、意見書の効果もあって、裁判は異例のスピード結審で勝利した。

こうした全入運動や玉置くん裁判の勝利もあって、1992年12月の県議会で教育長が見直しを表明、1993年春にはついに三原則を撤廃し、新たに「自己実現」という教育目標を設定し、希望者全員の合格が実現した。実に三原則が出された養護学校義務制の年から14年という年月がかかったが、ついに希望すれば事実上高等部に入学できるということになった。

また、訪問教育の高等部開設についても「重症児の教育条件をよくする会」を中心に重症心身障害児施設の協力も得て運動を進めてきた。その結果、高等部希望者全入実現から遅れること4年になるが、1997年に訪問教育においても高等部が開設され、2005年に「就学猶予免除者の就学モデル事業」の実施によって過年度生も含めて教育権が保障されることになった。ここに高等部希望者全員入学の完全実現に至った。

第3章 青年期の教育「機会」の保障から「質」の保障を求めて＝2000年代(表1の2000年代)

(1) 過大・過密化解消の課題

21世紀を迎え、高等部希望者全入が実現してからの兵庫県における課題は、高等部の生徒増による学校全体の過大・過密化の解消と教育権保障の内容が問われる質的側面への移行・転換を進めることにあった。

過大・過密解消について言えば、各学校からの劣悪な教育条件整備の要求や、学校新設の要求が上がったが、1995年に起こった阪神淡路

大震災の影響が大きく、財政悪化と行政改革路線のため耐震補強が優先され、劣悪な教育条件改善と養護学校の新設は据え置きのまま推移した。その結果、特別教室の普通教室への転用、運動場や庭をなくしプレハブ教室建設、スクールバスの増車に伴う駐車スペース不足、狭い運動場、プールがない等々の状況が現在に至るまで続いている。生徒数増加に伴う教職員数の増加によって、生徒はもちろん職員の名前すら覚えられない、職員会議はマイクを使つての事務連絡のみという児童生徒数250人以上の超マンモス校が5校を下らない状態である。

学校建設も希望者全入以後は1996年の職業自立を掲げた高等特別支援学校(上野ヶ原特別支援学校と校舎共有)のみで、ようやく2005年西はりま特別支援学校が、2009年に東はりま特別支援学校が新設された。その後も、特別支援教育のスタートに合わせ、職業自立を目標にした高等部が既存の肢体不自由、病弱養護学校に設置され、知肢併置、総合支援学校の形態が推進された。具体的には、2008年にのじぎく特別支援学校、上野ヶ原特別支援学校、2009年に播磨特別支援学校、和田山特別支援学校である。最近もそうした傾向は続き、2014年の姫路地域の過大・過密解消で姫路しらさぎ特別支援学校、2017年に高等部のみの西神戸特別支援学校が新設されたが、2011年に阪神昆陽特別支援学校が高等部のみで多部制の高校と併設され、また、2014年にこやの里特別支援学校に2015年には阪神特別支援学校に高等部のみの分教室が設置された。2015年に出石特別支援学校みかた分校が、2016年に豊岡聴覚支援学校が聴知併置をしたことは過疎化する但馬地域の対策としては評価できるが、全体として職業自立を柱にした高等部のみを安上がりな方法で開設してきたといえる。

以上は県立校について見てきたが、神戸市は

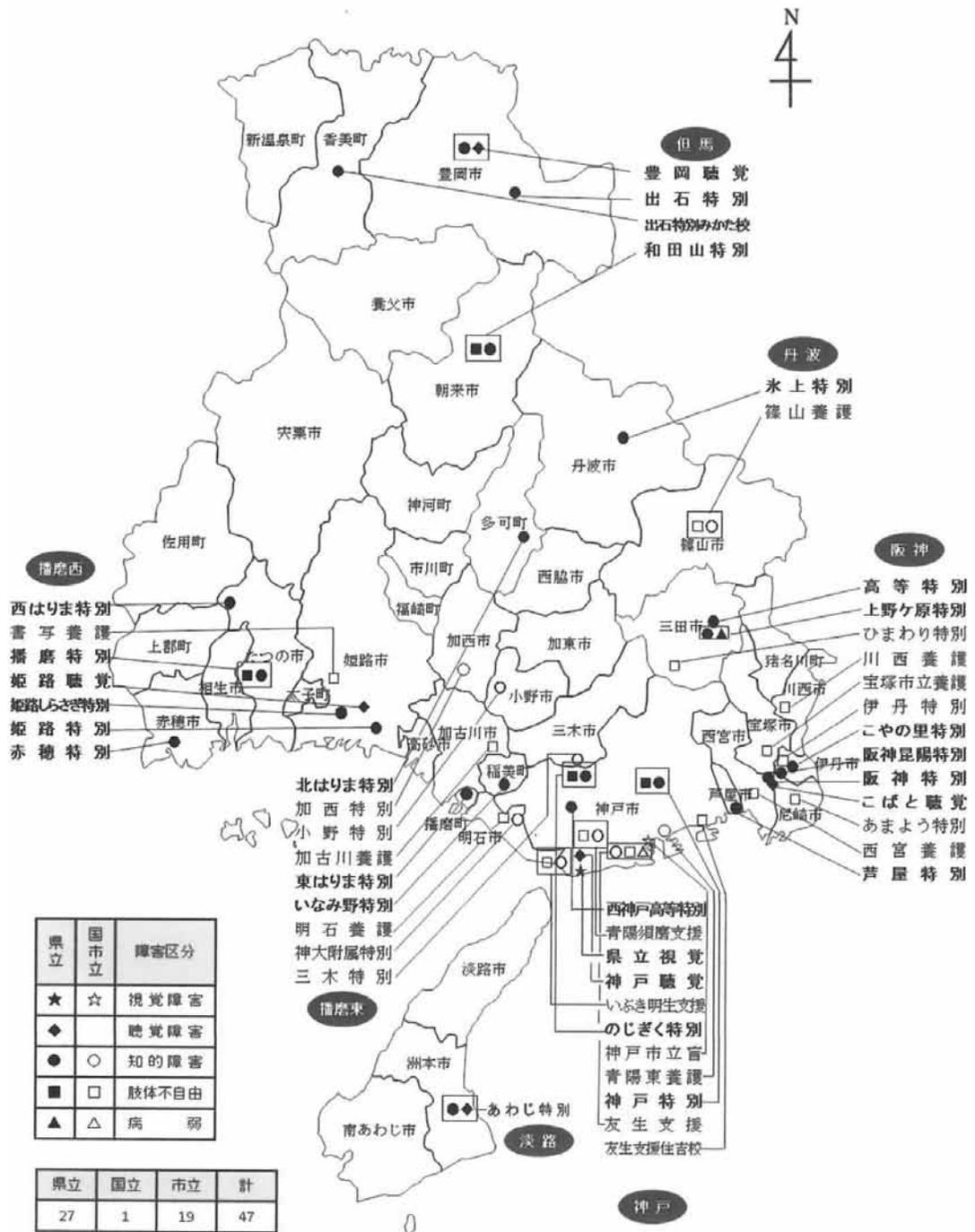


図1 兵庫県特別支援学校配置図

出典：兵庫県特別支援教育第三次推進計画（兵庫県教育委員会 2019年3月）資料より引用。

特別支援教育のスタートに合わせ、知肢併置方式で学校再編、新設校建設を進めている。

(2) 特別支援教育のスタート

さて、筆者は2003年に24年間勤務した阪神養護学校から神戸養護学校に異動した。2007年の特別支援教育のスタートによって、学校名が神戸特別支援学校に改名され、それに伴い校歌も一部変更するということを経験した。特別支援教育のスタートは、対象児童生徒に発達障害の子どもが含まれるようになったことはもちろん、教育内容や教育体制にも大きな変化を生み出した。個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成に見られるように個別指導、「できる」「できない」を指標にした短期に達成できる目標設定が求められ、評価がなされるなか、職員への管理統制も強くなり息苦しい職場環境になってきている。また、地域連携が強調され、特別支援教育の質的向上をめざす特別支援教育コーディネーターの配置と学校が地域のセンター的役割が求められるなど、現場は一層多忙になってきている。

(3) 兵庫県におけるキャリア教育

なかでも、高等部においてはキャリア教育の推進が全国的に強調され、兵庫県では高等部卒業時点での就職率が低いということを口実に技能検定制度が導入された。筆者が、神戸特別支援学校で進路担当をしたのが2007年で、その頃からキャリア教育は特別支援学校卒業後の進路指導の流れのなかで強調され始めた。当時は、職業教育のなかで就労に結びつく取り組みを実践するように指導があり、私は作業学習の枠のなかでできることはないかと考えて次のような実践をした。近くの老人施設にお願いして、作業学習の時間内に出向いてできる作業はないか相談を持ち掛け、送迎用車の洗車を1回

に1台仕上げる仕事をいただき、クリーン作業班の作業として取り組んだ。きれいに仕上げるので、職員さんはもちろん利用者のお年寄りにも喜んでいただき、毎回「きれいになったね。ありがとう」と声をかけてもらえた。これは、作業する生徒にとっても励みになり、働くことの喜びや意義を感じる機会になった。

こうした実践は、当時の県教委でも評価された。しかし、その後の兵庫県のキャリア教育は本来の高等部教育の在り方が問われる事態になっていった。2017年度にビルメンテナンス（クリーニング）と喫茶サービスで全県共通の技能検定制度が導入され、2018年度からは物流を加えた3種の検定制度になった。この3種は特別支援学校卒業生が就職したなかで比較的多い職種であることが理由である。また、2013年度の兵庫県特別支援学校高等部卒業生の就職率が16.5%と低い位置（全国でワースト2位）にあったことも背景にある。

もっとも、就職率が低いといっても、兵庫の場合、就労移行支援事業所や訓練校が充実しているという事情も反映していて、そのような進路を取った場合には卒業時点での就職率が低下するので単純に比較はできない。

また10段階の検定制度とは、たとえば清掃のモップ掛けを例にとると、モップの持ち方（グリップを左手でにぎり、右手の親指をモップの先端に添える）から始まり、モップをかける軌道、かけ終わってのモップの洗い方、片付けに至るまでこと細かく手順を決めてその達成程度で検定するというものである。全国では、技能検定制度だけでなく、会社形式で実施する校内実習（生徒は「社員」、先生は「工場長」、校長が「社長」と位置付けて報告・連絡させるなど）などの実践もみられる。

問題はこうした技能検定制度、就労に偏重したキャリア教育が本来の高等部教育といえるの

かということである。中島隆信（2018）は、「教育機関を名乗っている以上、学校は企業への就職のための予備校であってはならない。教育の本来の目的は豊かな人間性を育てることであって就職ではないからだ。そして、教育は子どもたちの可能性を引き出し伸ばすものでなければいけない。障害の陰に隠れ、潜在能力を見だしにくい障害児の教育を担う特別支援学校こそ、その規範を示すべき」と述べている。今、まさに本来の障害児教育の目的に立ち返って実践を検証することが求められていると考える。

第4章 専攻科教育保障（福祉型事業型を含む）＝2011年頃～（表1の2010年代）

（1）福祉事業型「専攻科」エコール KOBE 誕生
希望者全入実現後は、当然のことながら高等部終了後の進路や学びについて目が向くようになった。全国でも兵庫県でも働く場として「共同作業所」づくりが進んでいった。もちろん進路先として、とくに障害の重い人の働く場づくりは筆者自身も大切な課題と考え取り組んできた。阪神間では、1980年代からあぜくら作業所づくりにかかわり、当時ふくれあがってきた高等部生の卒業後の進路先として、障害が重くても働くことができる場となった。その後、法人認可された尼崎あぜくら作業所での実践研究にもかかわってきた。兵庫県下でも高等部の卒業生が増えるにつれ作業所の数が増えていき進路先が保障されるようになっていった。一方、阪神養護学校時代に就職した卒業生の多くは厳しい労働環境の中でも働き続けているが、なかには離職し深刻な実態に至る例もみられた。職場での人間関係などでうまくいかず、フォローの過程で「作業所で少し心も身体もゆっくりしてから、就職をめざそう」とアドバイスして

も、「作業所はいや」とプライドが許さず、結果として在宅になったケースがあった。また、仕事に行けなくなり家庭に引きこもり体調をくずしたり、近所を徘徊する行動や、退行現象がみられたケースもあった。こうした卒業生のケースは、決して少なくはなかった。それだけでなく教職の最後にかかわった進路指導をするなかで、卒業後すぐの社会参加や就職の道以外に「ゆっくり、じっくり学ぶ」という選択肢はないのかという疑問を抱くようになった。4年間の進路指導ではもちろん就職にも力を入れ、15人の就職者を送り出してきたが、その内の約半数が1年程度で離職してしまった。もちろん、その後のフォローをし、うまく転職できた例もあるが、そうでないケースもある。そうしたときに、18歳で社会に出る、働くという選択肢しかない現実はどう考えても無理があると感じた。

そんな時期に見晴台学園や特別支援学校聖母の家学園、やしま学園高等専修学校など学校型「専攻科」の実践を研究、交流する「全国専攻科研究会」から学んできた。そうした実践をベースに、2008年に青年期教育を柱にしたプログラムをもった「学びの作業所」＝「フォレスクール」が和歌山田辺市でスタートした。障害者総合支援法の「自立訓練」の事業を活用した画期的な試みが実を結んだ。その経験が、その後の福祉型「専攻科」の急速な広がりにつながっていった。

兵庫県では、岡本正氏（株式会社 WAP コーポレーション社長）が、先に設立していた株式会社を運営法人にし、福祉事業型「専攻科」エコール KOBE を立ち上げた。自立訓練事業を活用した福祉の事業であるが、都市型の教育にこだわった事業であり、はじめて福祉型「専攻科」という名称を使用したものである。筆者はその事業に学園長として参加した。その後、全

国に大きな影響を与え、今では全国に青年期教育のプログラムをもった福祉型専攻科、学びの作業所が約50か所に広がりを見せてきている。

(2) エコール KOBE の実践

先に述べた学校型「専攻科」は、障害青年たちの「もっと学びたい」という願いに応え、学校卒業後の教育年限延長を保障するものであった。そこでの実践、とりわけ全国専攻科研究会で積み上げられてきた青年期教育実践が、福祉型「専攻科」の誕生につながっていった。

青年期教育の実践は、近年、特別支援学校高等部で取り組まれているキャリア教育、つまり高等部の機械的な職業指導の対抗軸としてとらえることができ、福祉型「専攻科」の実践からもおおいに学ぶ必要がある。その取り組みの例としてエコール KOBE の実践を紹介する。

2011年に設立されたエコール KOBE は2008年に初めて発足した和歌山県田辺市の「フォレスクール」や翌々年開設の岩出市の「シャイン」から学び、都市型で学校スタイルにこだわった実践を展開している。

その実践の柱は ①主体的に学ぶ ②豊かな体験 ③仲間とともに の3つである。この3つの柱が学園生活に貫かれており、3つの柱がそれぞれ融合しながら実践が展開されているといえる。たとえば、研究ゼミという取り組みでは彼らの好きな世界や関心のあることをテーマにして、自分のペース・方法で調べ、まとめ、みんなの前で発表する取り組みだが、今までの与えられた学びではなくまさに自分から学ぶことになる。また調理実習では、学校時代のように与えられた食材やレシピで作るのではなく、「何を作りたいか?」という話し合いから始まり、学生自らレシピを調べ、食材を調べ、買い物をし、調理の手順や役割を分担して、実際に作り（失敗することも含めて）、金銭面でもか

かった費用を計算するなど、まさに主体的に学ぶことになる。

野外活動という外へ出かける活動も自分たちで話し合い、行き先を決め、行き方や集合・解散場所、時間の確定、活動内容の確認、必要経費、昼食の場所や費用などすべて学生たちで計画して実施するようにしている。そのため、時間通りに集合できないとか、お金が足りないといった失敗も含めた体験をすることになる。こうした体験の一つ一つが社会に出たときの自己判断、自己決定の力をつけることになる。

学校教育の中ではなかなか実現しないだろう体験もたくさん取り入れている。たとえば、プロの放送作家の力を借りての「えこーる新喜劇」であるとか、インストラクターの協力でキャンプに取り組み、その活動内容として木登り「ツリーイング」や岩登り「ロッククライミング」、登山、野外炊飯、テント泊など達成感のある活動にも取り組んでいる。豊かな体験、経験の数々が確実に彼らの思い出に残り、これから生きていくうえでの財産になっていく。

学生自治会をつくり、選挙で選んだ役員を中心に話し合い、土曜日の活動や野外活動をはじめ、自分たちで計画、運営し進めるなど仲間とともに活動するスタイルをとっている。そこには当然、話し合いがこじれたり、意見のちがいや思いのちがいで出てきて、「折り合いをつける」ことが求められたり、逆に友だちから意見されてわかるとか友だちとやるからこそ楽しさを実感する。友だち関係の中で成長する青春の学園がそこにはあるといえる。

エコール KOBE で生き生きと学んだ学生たちの見せる姿や成長、変化からこの教育（あえて教育という）の持っている意味をまとめてみる。1つは、20歳前後の普通の青年たちがしている生活を彼らも生活の幅を広げ経験をすることで、普通にできるようになることである。

2つには、青年期らしい本物の体験を通して達成感を味わい、自信をつけることである。少し負荷のある課題に友だちと一緒にチャレンジしてやりきった体験はきっと自信につながるだろう。3つには、内面のゆたかな育ちがみられるということである。親や先生の意向ではなく自分で選択する場面や自己決定する場面が増え、話し合いで決めることが多くなり、時には折り合いをつけるとか友だちと協力して取り組むことが求められる。

18歳から20歳前後の同じ世代の学生の集団で活動するなかで、自分らしさを発揮することができるようになり、次に憧れの先輩のようになりたいなど自分づくりに進んでいく。ここに、彼ら一人ひとりの成長がみられ、人格発達の事実をみることになる。一言でわかりやすくいえば、学園での学びを通じて「人生を豊かに、楽しく生きる力をつける」ということになるだろう。

(3) 実践者の視点からみたキーワード

エコール KOBE での実践場面での実践者として注目すべきキーワードを整理すると、まず「自分くずし」「自分づくり」である。今までの教育や職業教育に偏重した教育によって培われた受け身の自分というものをいったんくずし、つまり「自分くずし」をし、そこからゆっくりじっくり主体的に学び、「自分づくり」を進めていくこと。この「自分くずし」から「自分づくり」の見通しに確信をもって、彼らを信じて実践することである。

次に「あきらほど待つ」である。主体性を育てるためには、支援者に「あきらほど待つ」姿勢が求められる。主体性を大事にするほど、彼らの話し合いや意思を尊重することが求められる。それは時には口を出さずにじっと待つ姿勢が支援者に求められることになる。もちろん、

ただ成り行きまかせに「待つ」のではなく、学生の気持ちをゆさぶったり、見通しを示すなど、しかけて「待つ」ことが大事である。

さらに「青春を謳歌する」ということである。彼らは主体的に学ぶなかで「自分の好きな世界を極める」姿、そこから自分の好きな世界が認められ共感しあえる仲間を見つけ自信をもって発言、発表する姿が見られる。仲間との日々の活動を経験、体験するなかで、「青春を謳歌する」かのようにのびのびとした表情、姿がそこにはある。

こうした、実践者の視点からみたキーワードは、多くの福祉型「専攻科」に共通するところとなってきた。

(4) エコール KOBE の挑戦が与えた影響と課題

福祉型「専攻科」エコール KOBE の実践が始まり、先に述べたように学生たちの「自分づくり」をする姿が見えはじめ、学生たちの確かな成長の事実が語られるようになった。その生き生きと学ぶ学生の姿や実践を見るために、県内や全国からの見学者も増えていった。さらに、2年目の2012年に第9回全国専攻科研究会を神戸で開催し、全国にその存在と実践を紹介、発信することができた。翌2013年にはクリエイツかもがわから『エコール KOBE の挑戦』を出版したことで、さらにその実践を広げることができた。立ち上げのスタッフが特別支援学校の教員だったこともあり、各支援学校との連携がよく取れていた。夏休み中の職員研修の場としても利用され、各校の進路指導担当者の研修にも出席、近畿地区連合PTA総会での講演依頼を受けるまでに認知された。当初はあまり関心を示していなかった神戸市内の特別支援学校での信頼も徐々に上がっていき、有力な進路先として位置付いていった。

また、見学者の中には各地でこうした事業を

立ち上げたいという人もたくさんいた。近畿圏では、大阪の「ぼぼろスクエア」、京都の「ブルータ」をはじめ大阪、伊丹で開設した「スクールきると」、奈良の「ジョイアスクールつなぎ」など数多い。さらには全国では、福岡、山口、広島、岡山、福島、鹿児島、新潟など少なからず影響を与えた。会社経営の強みを生かし、地域との連携が進み、企業関係者にも事業への理解が進んでいった。各種新聞や雑誌、TVにも取り上げられる機会が増え、知名度も上がっていった。全国的にも自立訓練事業という福祉の事業を使うことで、青年期の教育を保障する第3の教育権保障のうねりとなって広がりを見せている。このような青年期の教育保障をもとめるうねりが、2019年3月、文科省の「障害者の生涯学習の推進方策について」と題し報告をまとめた有識者会議での議論にも少なからず影響を与えた。

しかしながら、あくまで福祉の事業であり、後期中等教育の制度である「専攻科」の代位であることには変わらない。これが特別支援学校の教育内容、とりわけ高等部教育の実践にまで影響を及ぼしているとは言えないのが現状である。福祉事業ならではの自由さや教育の制度では難しい実践もできるというメリットも活かしつつ、多様な形態で学びの場を発展させることが青年期教育のこれからの課題だろう。

第5章 知的障害者への大学教育保障の試み ＝2019年～(表1の2010年代)

(1) 文部科学省の「生涯学習」施策と青年期教育

ここまで見てきたように、兵庫県における知的障害児の教育権保障は、1979年の養護学校義務制実施、1980年代からの阪神間を皮切りに全県的な養護学校高等部希望全員入学運動、

1997年の訪問教育での高等部実現、2005年の訪問教育における過年度未就学者への高等部教育実現に至るところまで到達した。しかし、その高等部を卒業した後の教育権保障は、福祉事業型「専攻科」エコールKOBЕのような福祉制度を活用した青年期教育は発展したものの、教育制度としては実現に至っていない。ここでは、文部科学省の「特別支援教育の生涯学習化」の施策と、神戸大学における知的障害者への大学教育保障の試みについてふれる。

文部科学省の「特別支援教育の生涯学習化」の施策は、学校教育を終えたうえで、労働を中心にした生活を支える余暇活動や文化、スポーツ、学びの機会をつくることで、生涯にわたり生きがいづくりをねらいとするものである。

2017年4月に文部科学省の生涯学習推進局に「障害者学習支援推進室」が設置されるとともに、松野博一文部科学大臣(当時)から「特別支援教育の生涯学習化に向けて」と題するメッセージが出された(注:障害者支援の総合的な推進に関する大臣講話2016.12.14)。これは、大臣が特別支援学校を訪問した際に保護者の声として、学校卒業後の生活や余暇についての貧困な実態が出されたことを受けて、障害者が一生涯を通じて教育や文化芸術、スポーツなど様々な機会に親しむことができるよう、福祉や労働も含めた関係施策を連動させながら支援をしていくことの重要性を指摘し、「特別支援教育の生涯学習化」と表現して、その推進を求めたものである。

2018年3月には「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」が設置された。「特別支援教育の生涯学習化」の目的は、誰もが必要なときに学べる生涯学習社会を実現し、共生社会の実現に寄与するというものである。とりわけ、知的障害者の進学の選択肢が極端に低く、生涯学習の機会から一番遠い存

在であるという現状認識が背景にあった。また、この会議の設置のもう一つの意義として、障害者権利条約の第24条に「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保」と明記されていることへの日本での実績づくりがあると思われる。

なお、こうした施策のもとに発足した有識者会議は2018年度に計16回の会議をし、全国の18か所で委託事業を実施し、2019年3月に「障害者の生涯学習の推進方策について」と題した報告書をまとめている。2019年度には全国の21か所で委託事業を実施し、2019年7月には「障害者の学びに関する当面の強化策2019-2020」（総合教育政策局長名で通知）を打ち出した。報告書では、大学における知的障害者の学びの場について言及し、大学における学びの場を設けることも卒業後の学びの選択肢の一つとして位置づけ、どのようなメリットがあるのか、社会的な効果としてどのようなことが考えられるかという観点での実践的な研究を行うとした。これは、あくまで大学側のメリット、社会的な効果を求めるものであって、障害者権利条約が明確にしている「他の者との平等を基礎にした」高等教育の権利保障と比べると、知的障害者の学びを保障するという強い姿勢ではないが、まずは一歩を進めたものと評価できる。

（2）神戸大学での新しい試み

またこの時期には別の動きも生まれてきた。

国立大学の教育資源を知的障害者に開放していく方策に関する実践研究事業として神戸大学が委託事業を受けることになった。名づけて「神戸大学・学ぶ楽しみ発見プログラム」とし、愛称をKUPI（Kobe University Program for Inclusion）とした。筆者はこの事業のコーディネーターとして、その一翼を担うことに

なった。

神戸大学においては、従来から地域における社会教育施設「あーち」の運営や、発達科学部内には障害者が働くカフェの運営もされるなどこの事業を進めるうえでの土台がしっかりあった。さらには神戸大学内での障害者雇用が進んでいて、職員、学生ともに学内での受け入れが比較的容易な条件も整っていた。そうしたことから、障害者の生涯学習支援体制を作り上げる文科省の意図とも合致し、大学としての研究実践の場としてプログラムが位置付いた。

プログラムを進めるうえで、①大学の教室を使うこと、②大学の研究者が専門性を活かした授業をすること、③神戸大学の学生と一緒に学ぶあるいはメンター学生（注：学生の援助者）として協力すること、④神戸市と神戸大学の連携協定に基づく活動拠点「のびやかスペースあーち」を利用して地域社会との交流も図ることをコンセプトとした。とりわけ、大学の研究者にはプログラムを進めるにあたって、知的障害青年たちにわかりやすく、しかも専門的な質を落とさない学びを考慮してほしいという難しい注文をしたが、多くの研究者の協力が得られ多彩なプログラムが準備できた。

津田（2020）によると、事業は2019年7月に募集要項を公開、9月の入学選考には13人の応募があり、うち11人が合格となった。合格者は聴講生制度の手続きを行った。10月に入学式を行い、授業が始まった。学習プログラムは火・木・金の週3日17時～20時に実施された。11人中1人が途中で聴講できなくなったが、10人はほとんど休むことなく熱心に学び、2月には修了証書をもって卒業式を終えた。

学習プログラムの内容は、以下のような概要だった。

火曜日：

一般学生と共に「社会教育課題研究（障害共生教育論）を受講した。生涯学習の意義、その背景にある民主主義をテーマにして学び、最後にライフストーリーを語り合った。授業終了後に、KUPI学生がメンター学生の助けを借りながら、授業内容の理解を深めた。

水曜日：

KUPI学生を対象としたオムニバス授業を行った。心理学、宇宙物理学、音楽学、音楽療法論、哲学、教育学を専門とする教員が、大学1年生の最初に教える内容を基本とし、それをかみ砕き、時間をかけて講義した。授業終了後に約1時間、KUPI学生がメンター学生の助けを借りながら、授業内容の理解を深める時間を設けた。

金曜日：

神戸大学のサテライト施設「のびやかスペースあーち」を会場として、主にフィールドワークを行った。ボランティア活動の体験、商店街での聞き取り、話し合い学習など、コーディネーターやメンター学生の支援によって、自発性に基づいた学びを行った。

その他：

課外活動として、ESD（Education for Sustainable Developmentの略、「持続可能な開発のための教育」）をテーマとする大学生主催の2泊3日のワークキャンプ（邑久光明園）に2名のKUPI学生が参加した。

（3）プログラムの成果

この事業に携わった筆者の立場から見えてきた2019年度の成果を整理すると、以下の4点になる。

第1は、学ぶ要求の強さである。

5～6人の募集に対して説明会には17人が参加、さらに14人（1人受験当日に欠席）もの応募者があったこと自体に知的障害青年の「学ぶこと」への要求の強さを実感した。入学した学生が休むことなく、実際の授業の中でも学ぶ意欲を示した。

第2は、大学の聴講生制度利用と教職員の協力の深まりである。

一般学生の履修授業を同じように受けるために聴講生制度を利用した。聴講生制度の利用にあたっては、大学事務局も制度改正も含めてたいへん尽力をした。KUPI学生は履修生としての願書を提出し、聴講生費用を納めることで神戸大学の学生として認められた。大学の教室を使用できること、図書館も自由に利用できること、健康診断を受けることなどのメリットがあった。

第3は、学生も研究者も楽しく学べたことである。

授業を担当する大学の研究者は、幸いなことに協力的で、打ち合わせ段階から意欲的だった。今回は研究者の専門性が発揮できる内容で試行錯誤しながらの授業となった。「刺激になった」との感想にあるように、KUPI学生のみならず、研究者も楽しく授業が展開できた。メンター学生も実に丁寧にKUPI学生をサポートしながら一緒に楽しく学ぶ姿が見られた。

第4に、メンター学生との青年らしい交流がみられたことである。

同世代のKUPI学生とメンター学生は、最初は少し戸惑いがあったものの、すぐに打ち解けて、コミュニケーションをとる姿があちこちに見られるようになった。一緒にルミナリエやカラオケに行くメンバーもあり、みんなでクリスマス会や卒業旅行に出かけるなどの青年らしい交流に保護者も感動していた。

この事業は、大学当局や行政関係機関との連携協議会でも随時報告してきた。兵庫県や神戸市においても生涯学習の推進と相まって理解が進んできている。今日、障害者権利条約や国際的な動向も反映し、障害青年が学ぶ機会を持つことに対しての気運は高まってきている。それだけにこの事業がモデルプログラムとして成功しつつあることの意義は大きいといえる。

問題は、今後どう継続した事業として発展させるかである。文科省の委託事業は年度単位とはいえ、2年間の継続事業に位置づいているので、2019年度の反省をふまえつつさらに充実させて、成果を上げることが求められている。このモデルプログラムの成果と教訓を、国立大学はじめ各大学でどう広げていくかが課題になる。

おわりに

以上、筆者の障害児教育の歩みを通して、兵庫県における青年期教育の運動と実践をまとめた。とくに知的障害青年に対する教育権保障を柱に、特別支援学校の高等部から、卒業後の学びの場としての福祉型「専攻科」、神戸大学における「学べ楽しみ発見プログラム」の取り組みへと、筆者の中で知的障害青年と共に歩み続けてきた一本の道程として整理できた。

兵庫県における青年期教育保障の到達点は、早くから始まった障害者運動と養護学校の義務制に至るまでの未就学児をなくす運動、さらには義務制以後の高等部希望者全入運動と親と共に切り開いてきたものである。しかし、訪問教育における高等部の開設で教育権保障の区切りがついて以後、時代区分でいうと2000年以降においては、教育条件整備と教育の「質」の課題が今日まで持ち越されているといえる。

特別支援学校の建設は、阪神淡路大震災の復

興に伴う財政難を理由に長く放置されてきて、特別支援学校の在籍者が増加し大規模化、過密化が進むなか、劣悪な教育条件が改善されないままである。日本の縮図のような兵庫県においては、通学保障や社会資源の量的差など教育条件をめぐる教育権保障の地域格差もみられる。就職自立をめざす高等部単独校や分教室建設は進み、技能検定制度に代表されるキャリア教育、職業教育に偏った高等部教育が推進されてきて、それに対抗する青年期教育は十分に定着してきたとはいえない。一方で、エコールKOBEの誕生で、福祉型「専攻科」の魅力が広まり、青年期教育の実践が高等部教育に影響を与えているのも事実である。さらに神戸大学での知的障害者への大学教育保障の試みも、また新しい風を起こしていくと思われる。また、兵庫県では行政も一緒になって生涯学習の取り組みや教育と福祉の連携事業も進められている。

こうした動向や社会的なニーズをふまえて、兵庫県に脈々と受け継がれてきた障害者の教育権保障、青年期教育の実践を広げ、確かなものにしていく地道な取り組みが求められているといえる。

(かんなん まさる)

引用・参考文献

- 兵庫県高等学校教職員組合障害児学校部（1999）「いま兵庫の障害児教育を考える―養護学校義務制20年の検証」
- 兵庫県高等学校教職員組合障害児学校部（2009）「いま 兵庫の特別支援教育を考える―義務制30年の検証」兵庫の障害児教育政策提言委員会
- 兵庫県教育委員会（2016）「兵庫県立特別支援学校高等部技能検定について」（部内資料）
- 兵庫県教育委員会（2019）「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」
- 兵庫障害者連絡協議会（1979）「障害児とともに兵庫の障害児白書」兵庫障害者連絡協議会

- pp.7-9
- 河南勝（1989）『ぼくたちももっと学校へ行きたい』あずみの書房 pp.5-40
- 黒津右次（1990）『障害者の輝く明日を』兵庫部落問題研究所 pp.11-12
- 文部科学省（2019）「文科省 障害者の障害学習の推進方策について 報告書」
- 文部科学省特別支援総合プロジェクトタクスフォース（2016）「文部科学省が所轄する分野における障害者施策の意識改革と抜本的な拡充～学校教育政策から『生涯学習』政策へ～」2016年12月14日
- 中島隆信（2018）『障害者の経済学』東洋経済新報社 p.89
- 岡本正・河南勝・渡部昭男（2013）『福祉事業型「専攻科」エコール KOBE の挑戦』クリエイツかもがわ
- 市立尼崎高等学校入学拒否事件裁判弁護団（1992）「市立尼崎高校障害生徒の入学拒否事件裁判資料集（その1）（その2）」
- 津田英二（2020）神戸大学大学院人間発達環境学研究科「神戸大学学ぶ楽しみ発見プログラム（KUPI）報告書」
- 津田充幸（2000）『まわり道をいとわなで 養護学校副校長日記』クリエイツかもがわ
- 山田優一郎（1991）『障害児たちの15の春』兵庫部落問題研究所
- 読売テレビ（2014）「関西情報ネット ten 一知的障害者が新喜劇に挑戦」2014年10月6日放映
- 養護学校高等部の教育を考える全国研究集会（1989）「第1回養護学校高等部の教育を考える全国研究集会要項」
- 全国専攻科（特別ニーズ教育）研究会（2008）『もっと勉強したい—障がい青年の生活を豊かにする学びと「専攻科」—』クリエイツかもがわ
- 全国専攻科（特別ニーズ教育）研究会（2012）「第9回全国専攻科（特別ニーズ教育）研究集会 in 神戸報告」
- 全国障害者問題研究会（1989）『花ひらけ15の春』全国障害者問題研究会出版部
- 全国障害者問題研究会（1989）『養護学校義務制10年の検証（1）—兵庫県を中心に—』季刊障害者問題研究1989年8月号 全国障害者問題研究会出版部
- 全国障害者問題研究会兵庫支部（1991）「第3回障害者の青年期教育全国研究集会報告集 in 神戸報告」
- 全国障害者問題研究会兵庫支部（2017）『実践、楽しんでますか？』クリエイツかもがわ
- 全国障害者問題研究会近畿ブロック学術調査団（1991）「兵庫県における養護学校高等部入学選抜制度についての全国障害者問題研究会近畿ブロック学術調査団調査報告書」